

学校感染症について

学校は生徒等が集団生活を営む場であることから、感染症が発生された場合は感染拡大を防ぐため、学校保健安全法(第19条等)の規定により出席停止の措置を行います。

出席停止期間は、下記のとおり感染症の種類によって基準が定められています。医師の診断や保健所指導から、学校医の意見を受けての校長による出席停止指示に従い、登校の許可が出るまでは、十分に療養してください。

手続き

① 医師による学校感染症の診断を受けたら学校(担任)へ連絡し、登校許可が出るまで(治癒または感染のおそれがなくなるまで)療養してください。

② 登校開始の際は、

- ・インフルエンザ → 「[インフルエンザ再登校届](#)」(保護者記入)
- ・COVID-19(疑い含む) → 「[感染症\(\)再登校届](#)」(保護者記入)
- ・その他の感染症 → 「[学校感染症証明書](#)」(医師に記入依頼)

を登校時に持参し、担任へ提出してください。

尚、「[インフルエンザ再登校届](#)」、「[感染症\(\)再登校届](#)」、「[学校感染症証明書](#)」は三木高校 HP からダウンロード、あるいは担任(学年)・保健部から受け取ってください。

出席停止の期間基準

(学校保健安全法第6条第2項)

	病名	出席停止の期間基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS コロナウイルスに限る)、中東呼吸器症候群(病原体:MERS コロナウイルスに限る)、特定鳥インフルエンザ(病原体 H5N1、H7N9)、COVID-19(新型コロナウイルス)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	麻疹 (医師→保健所届出)	解熱した後3日を経過するまで
	風疹 (医師→保健所届出)	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認められるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、その他の感染症(重大な流行)	医師において感染のおそれがないと認められるまで